



平成 18 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本医療事務センター
代 表 者 名 代表取締役社長 土 屋 修
(コード番号 9652 東証第 2 部)
問 い 合 せ 先 取締役経理部長 渡 邊 茂 雄
T E L 0 3 3 8 6 4 3 3 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 介護保険制度の改正に伴い、今後の事業展開に対応するため、現行定款第 2 条 (目的) に事業目的の追加、変更を行うものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 4 条 (公告の方法) に定める当社の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更いたします。また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 経営と執行の権限及び責任を明確化し、業務執行体制並びにコーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため、平成 18 年 6 月 29 日、執行役員制度を導入することに伴い、現行定款 16 条 (取締役の員数) に定める取締役の定員を 15 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

(4)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。また併せて社外取締役についても責任限定契約を可能とする規定を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。

その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

(イ) 会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。

(ロ) 当会社は株券を発行する旨の定め。

(ハ) 当会社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

[別 紙]

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則 (商 号)</p>	<p>第 1 章 総 則 (商 号)</p>
<p>第 1 条 (省略)</p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第 2 条 (省略)</p>	<p>第 2 条 (現行どおり)</p>
<p>1. (省略)</p>	<p>1. (現行どおり)</p>
<p>11.</p>	<p>11.</p>
<p>12. 居宅介護支援及び居宅サービス 事業に関する業務</p>	<p>12. <u>介護保険法に基づく居宅介護支 援事業及び居宅サービス事業に 関する業務</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>13. <u>介護保険法に基づく介護予防 サービス事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>14. <u>介護保険法適用外での居宅サー ビス事業に関する業務</u></p>
<p>13. (省略)</p>	<p>15. (現行どおり)</p>
<p>19.</p>	<p>21.</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第 3 条 (省略)</p>	<p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第 4 条 当会社の公告は<u>日本経済新聞</u>に掲 載する。</p>	<p>第 4 条 当会社の公告は<u>電子公告</u>によっ て行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>やむを得ない事由により、電子 公告によることができない場合 は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 4,900 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">② 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は 4,900 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社の株式については、<u>株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 4. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株券の種類並びに、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② その他必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基 準 日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。 (招集者及び議長)</p> <p>第12条 当会社の株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議をもって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。 (招集権者及び議長)</p> <p>第15条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載または記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) (新設)</p> <p>第17条 当会社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>② 当会社の取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 当会社の取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 当会社は取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を置くことができる。</p> <p>② 取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第19条 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 当会社は取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役若干名を選定することができる。</p> <p>② 取締役社長は当会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長) 第20条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に欠員または事故ある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 (省略) (新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第22条 (省略) (新設)</p> <p>(取締役会規程) 第23条 (省略) (取締役の報酬等) 第24条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり) ② <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり) <u>(取締役会の議事録)</u></p> <p>第27条 <u>当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> (取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u> 第 5 章 監査役及び監査役会 <u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数) 第25条 (省略) (監査役の選任) (新設)</p> <p>第26条 当会社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>② <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者（以下「補欠者」という。）を選任することができる。</u></p> <p>③ <u>補欠者は、定時株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>④ <u>補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>⑤ <u>補欠者は法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p> <p>(監査役の任期) 第27条 当会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役、及び補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第28条 当会社の監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定めるものとする。</u></p>	<p>(監査役の員数) 第32条 (現行どおり) (監査役の選任) 第33条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期) 第34条 当会社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第35条 当会社の監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 (省略) (新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第36条 (現行どおり) ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第30条 (省略) (新設)</p>	<p>(監査役会の決議の方法) 第37条 (現行どおり) <u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 <u>当会社の監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(監査役会規程) 第31条 (省略) (監査役の報酬等) 第32条 (省略) (新設)</p>	<p>(監査役会規程) 第39条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第40条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>
<p>(章新設)</p>	<p>第41条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u> 第6章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第42条 <u>当会社は会計監査人を置く。</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(会計監査人の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(利益配当金)</p> <p>第34条 当会社の利益配当金は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第35条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(除斥期間)</p> <p>第36条 当会社の利益配当金及び中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(事業年度)</p> <p>第46条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当)</p> <p>第47条 当会社の剰余金の配当は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(配当金の除斥期間)</p> <p>第49条 配当金が、<u>支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。なお、未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

(注) 上記変更案は、平成18年5月12日開催の当社取締役会において決議した内容ですが、平成18年6月29日開催予定の当社定時株主総会に上程する際には、若干の文言の修正を行う場合があります。